



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年 8月15日 火曜日 第1786号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	709
指定自立支援医療機関の指定.....	709

収用及び使用の手続の開始.....	710
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	710
土砂災害警戒区域の指定.....	711
開発行為に関する工事の完了.....	711

告 示

○愛媛県告示第1211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイキ北条店	松山市北条辻410番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	ダイキ株式会社、えひめ中央農業協同組合	ダイキ株式会社、えひめ中央農業協同組合、株式会社大屋	平成18年8月2日	平成18年8月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1212号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
松山赤十字病院	松山市文京町1番	松山市 日本赤十字社愛媛県支部 支部長 加戸 守行	精神通院医療	平成18年 8月1日
医療法人静心会平成病院	大洲市柚木811番地1	大洲市 医療法人静心会平成病院 理事長 篠崎 憲次	精神通院医療	平成18年 8月1日
ふじ薬局	四国中央市川之江町2270 7	四国中央市 田中 耕治郎	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
わかば薬局	東温市志津川160 1	西予市 有限会社若葉調剤 代表取締役 矢野 伸二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	北九州市 メディカルブレーション株式会社 代表取締役 平田 二郎	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日

白雲薬局	宇和島市広小路 1 番34号	北九州市 メディカルブレーション株式会社 代表取締役 平田 二郎	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
センター薬局斎院店	松山市南斎院町935番地 3	松山市 有限会社トキワファーマシー 代表取締役 田中 康夫	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
ちふねまち薬局	松山市千舟町五丁目 3 1 和田ビル 1 階	松山市 小笠原 洋二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
ココ東野薬局	松山市東野二丁目甲101 9	松山市 中矢 孝志	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
ファミリー薬局	松山市和気町一丁目125番地 6	松山市 有限会社エナフィー 代表取締役 村上 毅起	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
西条調剤薬局	西条市大町540番地 4	西条市 有限会社東予調剤 代表取締役 岡田 俊二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
かいてき調剤薬局桑原店	松山市桑原六丁目 4 29	松山市 有限会社アメニティ・ライフ・エイド 代表取締役 大野 宣哲	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
かいてき調剤薬局	松山市千舟町一丁目 1 17	松山市 有限会社アメニティ・ライフ・エイド 代表取締役 大野 宣哲	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
かいてき調剤薬局六軒家店	松山市六軒家町 3 番24号	松山市 有限会社アメニティ・ライフ・エイド 代表取締役 大野 宣哲	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
おかべ薬局	松山市土手内96 8	松山市 有限会社おかべ薬局 代表取締役 岡部 富子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
サン薬局東本	松山市東本一丁目 6 番21号	松山市 有限会社サン薬局 代表取締役 中野 高明	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
松山ハロー薬局	松山市来住町1100 1	新居浜市 有限会社えひめ保健企画 代表取締役 植木 勢津子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
キッズ薬局小坂店	松山市小坂五丁目 7 番10号アングル 1 s tビル 1 F	松山市 株式会社キッズ 代表取締役 吉岡 哲也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
キッズ薬局山根店	新居浜市中筋町二丁目 1 番 3 号	松山市 株式会社キッズ 代表取締役 吉岡 哲也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
キッズ薬局山越店	松山市山越二丁目 1 番31号	松山市 株式会社キッズ 代表取締役 吉岡 哲也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
あさの薬局	松山市来住町517 4	松山市 有限会社あさの薬局 代表取締役 浅野 俊彦	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
重長薬局	松山市由良町1153番地 3	松山市 有限会社重長薬局 代表取締役 重松 薫子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
薬局ポイントタウン	松山市湊町六丁目 4 12半田ビル 1 F	松山市 有限会社重長薬局 代表取締役 重松 薫子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
株式会社澤田薬局	上浮穴郡久万高原町久万171番地 1	上浮穴郡久万高原町 株式会社澤田薬局 代表取締役 澤田 乙吉	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日
久万調剤薬局	上浮穴郡久万高原町久万32 2	上浮穴郡久万高原町 株式会社澤田薬局 代表取締役 澤田 乙吉	精神通院医療 (薬局)	平成18年 8月1日

○愛媛県告示第1213号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第34条の 3 の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う付帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

愛媛県宇和島市保田字内ヤ谷、字木峯、字柳谷、字岡田、字小谷、字小谷口、字保養田、字一貫田地内

(2) 使用の手続が開始される土地

愛媛県宇和島市保田字内ヤ谷、字柳谷、字小谷、字小谷口、字保養田、字一貫田地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

愛媛県宇和島市役所

○愛媛県告示第1214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川口 (485 - I - 23 18(1))	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川口 (485 - I - 23 18(1))	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮成 (485 - I - 23 24(1))	北宇和郡鬼北町大字父野川中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮成 (485 - I - 23 24(1))	北宇和郡鬼北町大字父野川中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上鍵山 1 - 2 (485 - II - 2 (1))	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上鍵山 1 - 2 (485 - II - 2 (1))	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下鍵山 2 - 5 (485 - II - 17 (1))	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下鍵山 2 - 5 (485 - II - 17 (1))	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日向谷 3 - 3 (485 - II - 22 (1))	北宇和郡鬼北町大字日向谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	日向谷 3 - 3 (485 - II - 22 (1))	北宇和郡鬼北町大字日向谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
父野川 下 5 - 12 (485 - II - 52 (1))	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	父野川 下 5 - 12 (485 - II - 52 (1))	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
父野川 中 6 - 2 (485 - II - 63 (1))	北宇和郡鬼北町大字父野川中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	父野川 中 6 - 2 (485 - II - 63 (1))	北宇和郡鬼北町大字父野川中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ソデノ川 (485 - 1544)	北宇和郡鬼北町大字上大野(次の図のとおり)	土石流	ソデノ川 (485 - 1544)	北宇和郡鬼北町大字上大野(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下陽の地川 (485 - 1547)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	下陽の地川 (485 - 1547)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北下鍵山川 (485 - 1550)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	北下鍵山川 (485 - 1550)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西下本村川 (485 - 1551)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	西下本村川 (485 - 1551)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

山出口川 (485 - 1553)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	土石流	山出口川 (485 - 1553)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒川川 (485 - 1554)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	土石流	黒川川 (485 - 1554)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
幸田川 (485 - 1559 - 1)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	幸田川 (485 - 1559 - 1)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西下本村川 (485 - 1564)	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	土石流	西下本村川 (485 - 1564)	北宇和郡鬼北町大字父野川下(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西屋敷川 (485 - 1568)	北宇和郡鬼北町大字父野川上(次の図のとおり)	土石流	西屋敷川 (485 - 1568)	北宇和郡鬼北町大字父野川上(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
節安川 (485 - 1569)	北宇和郡鬼北町大字父野川上(次の図のとおり)	土石流	節安川 (485 - 1569)	北宇和郡鬼北町大字父野川上(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
幸田川 (485 - 1559 - 2)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山(次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1216号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18松局建（開）第20号 平成18年 8月 3日	東温市牛渕字太郎丸481番 1 及び484番 2	松山市堀江町322番地 3 セジュール堀江 B - 202号 井 門 正 弘
18松局建（開）第21号 平成18年 8月 3日	伊予郡松前町大字神崎字奥屋敷258番 2	今治市玉川町三反地甲217番地24 高 橋 純 一